地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へそれぞれ引き上げられました。

また、地方消費税の増収分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（事務費や人件費は除く）に充てるものとされています。（地方税法第72条の116第2項）

令和2年度一般会計における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 令和2年度地方消費税交付金（社会保障財源化分） 68,000 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 1,493,038 千円

区分		事業費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉費	社会福祉事業	84,014	1,700	3,404	10,400	3,000	1,432	64,078
	障がい者福祉事業	226,343	94,551	65,495	300	0	14,814	51,183
	高齢者福祉事業	29,737	0	526	10,200	4,684	1,951	12,376
	児童福祉事業	534,959	164,022	86,606	18,900	53,163	25,819	186,449
	後期高齢者医療事業	88,374	0	0	0	0	5,813	82,561
	小計	963,427	260,273	156,031	39,800	60,847	49,829	396,647
社会保険費	国民健康保険事業	69,875	9,259	29,000	0	0	4,108	27,508
	介護保険事業	121,927	4,000	2,000	0	0	7,477	108,450
	後期高齢者医療保険事業	32,578	0	18,639	0	0	1,635	12,304
	小計	224,380	13,259	49,639	0	0	13,220	148,262
保健衛生費	保健衛生事業	228,671	620	894	0	40	49	227,068
	健康増進・予防事業	76,560	604	471	200	24,550	4,902	45,833
	小計	305,231	1,224	1,365	200	24,590	4,951	272,901
合計		1,493,038	274,756	207,035	40,000	85,437	68,000	817,810

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は各事業に要する経費のうち充当対象経費（事務費や職員の人件費を除いたもの）の比率に応じてあん分し充当しています。